

行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例

令和4年4月1日

条例第9号

改正 令和5年11月1日条例第6号

(設置)

第1条 行田羽生資源環境組合情報公開条例(令和4年条例第7号)第19条第1項、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第1項及び行田羽生資源環境組合議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第5号)第47条の規定に基づく諮問に応じ、審査請求について審査するため、行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開しないものとする。

(調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関等（行田羽生資源環境組合情報公開条例第2条第1号及び行田羽生資源環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）第2条第1項の実施機関並びに行田羽生資源環境組合議会をいう。以下この条及び第7条第2項において同じ。）に対し、審査請求に係る行政情報又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問した実施機関等は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関等に対し、審査請求に係る行政情報又は保有個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項の参加人をいう。次条第2項、第3項及び第11条において同じ。）又は諮問した実施機関等（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該申立てをした者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査請求人又は参加人の申立てによる意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号の処分庁等をいう。第5項において同じ。）並びに諮問した実施機関等（諮問した実施機関等が処分庁等である場合

を除く。)を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、当該口頭意見陳述の申立てをした審査請求人又は参加人(次項及び第5項において「申立人」という。)は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合は、これを制限することができる。

5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(意見書等の提出)

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された行政情報又は保有個人情報を読覧させ、同条第4項の調査をさせ、又は審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、審査請求人等から第6条第3項若しくは第4項又は第8条に規定する意見書若しくは資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録した事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の読覧又は資料の写しの交付(電磁的記録にあつては、記載された事項を審査会が定める方法により表示したものの読覧)を求めることができる。この場合において、審

査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の閲覧において、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(守秘義務)

第12条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、総務施設課において処理する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。